

特記仕様書

1 契約名称及び対象施設数

- (1) 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県北地区） 14校
- (2) 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（中央地区） 22校
- (3) 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県南地区） 22校

2 委託業務内容

業務は火災発生時に安全な避難経路の確保を行う防火設備の機能が正常に作動されるよう、建築基準法に基づき防火設備の定期検査及び報告を行うものである。

- (1) 業務は仕様書に基づき行うこと。また、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- (2) 関係法令に基づき、通常開放されていて、火災時に煙や熱感知器が作動して閉鎖する防火扉、防火シャッター（スクリーン）、ドレンチャー等について、検査を行い、その結果を報告すること。
- (3) 検査にあたっては自動火災報知設備用感知器と連動させた動作確認等が必要なことから、受託者において消防設備における専門技術を有している有資格者も配置した上で実施すること。
- (4) 実施時期については各県立学校と調整の上、検査業務日程表を高校教育課に提出すること。
- (5) 本業務において、設備の不具合が発生した場合には速やかに当該県立学校等担当者に連絡の上、可能な限り原状回復に努めるとともに、通常活動に支障を来すことのないように措置を講じること。なお、軽微な調整については受託者の負担により実施することとし、その他の修理を要するものについては後日、当該県立学校等に対し修理等における見積書を示すこと。
- (6) 検査報告書の提出及び諸手続きについては、受託者の責任において行うこと。なお、報告書類は次のとおりとし、様式については行政庁に提出するものに準じる。
 - ① 定期検査報告書
 - ② 定期検査報告概要書
 - ③ 検査結果表
 - ④ 検査結果図
 - ⑤ 関係写真（検査において「要是正」とされた設備）
- (7) 契約期間内における各県立学校等からの問い合わせについては、受託者が責任をもって対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。

3 提出図書

- (1) 次の書類を提出すること。
 - ① 業務日程表 業務開始の10日前まで
 - ② 委託業務着手届 業務開始後すみやかに
 - ③ 定期検査報告書 検査終了後すみやかに（上記2（6）①～⑤について、2部作成の上、県立学校及び高校教育課へ1部ずつ）
 - ④ 委託業務完了届 令和8年3月20日まで